

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十九号

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第一条 管理職手当に関する規則(昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二イ行政職給料表八級の部一種の項中「十二万円」を「十一万五千円」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十年広島県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の九十七・九九」を「百分の九十七・七六」に、「百分の九十八・一六」を「百分の九十七・九三」に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成二十四年一月一日から施行する。